

3月臨時教育委員会会議録

公開案件

開催日時	平成29年3月26日（日） 午前9時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	杉江委員長、金春委員、都築委員、畑中委員、中室教育長 【計5人出席】
	事務局	土田補佐、中垣
	理事者	【教育委員会】 北谷教育総務部長、梅田学校教育部長、小橋教育総務部次長、岡崎教育総務課長、池本教職員課長 （補助者出席許可有：今中教職員課長補佐、田中教職員課長補佐、森教職員課人事係長）
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	1 議事 議案第71号 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について（継続審議） 議案第73号 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について 議案第74号 市長の権限に属する事務の委任について 議案第75号 教育委員会の事務の補助執行に関する協議書の制定について 議案第76号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について 議案第77号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について 議案第78号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について 議案第79号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する協議について 議案第80号 苦情処理委員会の委員の任命について 非公開 議案第81号 任命権者間協議を要する職員の人事について 非公開	

	議案第 8 2 号 非常勤特別職の任用について 非公開 議案第 8 3 号 平成 2 9 年 4 月教育委員会事務局の教育職及び指導主事の人事について 非公開 議案第 8 4 号 学校園の用務員・給食調理員・自動車運転手の人事について 非公開 議案第 8 5 号 一条高等学校の特定任期付教員の任用について 非公開
決定取り纏め事項	1 議事 議案第 7 1 号 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について（継続審議）は、可決した。 議案第 7 3 号 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正については、可決した。 議案第 7 4 号 市長の権限に属する事務の委任については、可決した。 議案第 7 5 号 教育委員会の事務の補助執行に関する協議書の制定については、可決した。 議案第 7 6 号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正については、可決した。 議案第 7 7 号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正については、可決した。 議案第 7 8 号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正については、可決した。 議案第 7 9 号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する協議については、可決した。 議案第 8 0 号 苦情処理委員会の委員の任命については、可決した。 非公開 議案第 8 1 号 任命権者間協議を要する職員の人事については、可決した。 非公開 議案第 8 2 号 非常勤特別職の任用については、可決した。 非公開 議案第 8 3 号 平成 2 9 年 4 月教育委員会事務局の教育職及び指導主事の人事については、可決した。 非公開 議案第 8 4 号 学校園の用務員・給食調理員・自動車運転手の人事については、可決した。 非公開 議案第 8 5 号 一条高等学校の特定任期付教員の任用については、可決した。 非公開
担 当 課	教育委員会 教育総務課

議事の内容	
委 員 長	それでは、3月の臨時教育委員会を始めたいと思います。 開会前に資料の確認を事務局からお願いできますか。
事 務 局	本日の資料につきましては、全て当日配付となりますが、議案第80号から85号までにつきましては、人事に関する案件ですので、後ほど配付させていただきます。また、これらの資料は終了後回収となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
委 員 長	わかりました。
教育総務部長	委員長、よろしいですか。
委 員 長	教育総務部長。
教育総務部長	本日の教職員課の人事案件において、補助員として今中課長補佐、田中課長補佐、森係長の3名を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員 長	わかりました。よろしくお願いいたします。 本日の委員会は、委員全員が出席しておりますので、委員会は成立いたします。 ただいまから、3月臨時教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、中室委員、畑中委員、お二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	はい。
委 員 長	それでは、次に、会議録の確認を行います。 昨年6月23日開催の6月定例教育委員会の会議録の署名委員は、金春委員、都築委員のお二人ですが、いかがでしょうか。
各 委 員	結構でございます。
委 員 長	ありがとうございます。 7月12日開催の7月定例教育委員会の会議録の署名委員は、畑中委員、中室委員のお二人ですが、いかがでしょうか。
各 委 員	結構です。

委 員 長	続きまして、８月４日開催の８月臨時教育委員会の会議録の署名委員は、金春委員、都築委員のお二人ですが、いかがでしょうか。
各 委 員	結構でございます。
委 員 長	８月９日開催の８月定例教育委員会の会議録の署名委員は、畑中委員、中室委員、いかがでしょうか。
各 委 員	結構です。
委 員 長	４件の会議録の確認であります。 できるだけこの後は早目にまたお願いしたいと思います。 本日は傍聴人の方がいらっしゃいませんので、案件に入りたいと思います。 本日の案件は、議事１４件です。 本日の案件のうち、議案第８０号、８１号、８２号、８３号、８４号、８５号の６件につきましては、人事に関する案件でありますので、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第８０号、第８１号、第８２号、第８３号、第８４号、第８５号の６件は、非公開と決定いたします。なお、本日の審議は規則改定と人事案件となっていることから、関係部課長のみで審議をいたします。 それでは、公開の議案から始めたいと思います。 議案第７１号 「奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について」、この案件は、前回の定例教育委員会で継続審議になったものであります。教職員課長、ご説明をお願いします。
教 職 員 課 長	議案第７１号 教育総務部教職員課 「奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について（継続審議）」、このことについて、別紙のとおり要綱を新たに制定しようとする。本日付提出、委員長名でございます。 資料の１ページをご覧ください。 前回３月定例教育委員会の中でご審議いただきました苦情処理委員会の構成メンバーでございますが、前回において３名、委員長に教育総務部長、副委員長に教育総務部次長、委員に教職員課長を充てておりましたが、議論の過程の中で弁護士等の活用も図られるのではないかとのご意見を頂戴き、今回新たにこの構成メンバーについて一部を修正し、提

	出させていただきます。 修正といたしまして、委員長を教育総務部長、副委員長に学校教育部長、委員に教育総務部次長、新たに総務部参事を入れるものでございます。この総務部参事でございますが、現在、李完植参事という者が2月より着任しており、本市の特定任期付職員として、弁護士資格を持った者でございます。この者を同メンバーに充てることが、前回のご意見に対しては適任ではないかということで判断させていただき、今回新たに提案させていただくものでございます。以上でございます。
委 員 長	ありがとうございました。 前回の定例委員会で継続審議になった案件で、苦情処理委員会の構成員のメンバーがその前の相談という段階でのメンバーと同じではないかというご指摘もあり、もう一度考えていただいたものであります。今お話があったように、総務部参事を委員として追加するということで、再度提案をしております。 ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。
教 育 長	委員長。
委 員 長	どうぞ。
教 育 長	前回、私の発言から継続審議という事態になったのですが、副委員長に学校教育部長を入れることと、それから弁護士資格を持った方の目を入れてほしいという、思っている意向には沿ったものになったと考えますので、私はこれで結構だと思います。
委 員 長	ありがとうございます。ほかにございませんか。 それでは、この件につきまして採決をさせていただきます。 議案第71号「奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について」、本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第71号「奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について」は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第73号「奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について」、教育総務課長、ご説明ください。

教育総務課長	議案第73号 「奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について」、このことについて、別紙のとおり改正しようとする。本日付提出、委員長名でございます。 資料の1ページをご覧ください。 改廃調書になります。この要綱は、市立小中学校へ遠距離通学をする児童生徒の保護者に対しまして、通学費の一部を補助することを定めたものでございます。 現在は、通学距離が2キロメートル以上の小学校児童、通学距離が4キロメートル以上の中学校生徒を対象に、年間必要定期代の2割を助成し、保護者負担の上限を6万円と設定しております。 今回の改正は、その保護者負担の上限を3万円に引き下げ、さらなる経済的な負担軽減を図ろうとするものでございます。 改廃の概要の中に、当該年間必要額から6万円を控除するという表現がございますが、この額が実際の保護者負担の額になっていましたが、それを3万円に引き下げようとするものでございます。 2ページには新旧対照表、3ページは改正の告示、4ページ以降は現在の要綱をつけさせていただいております。 以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
委員長	ただいまご説明がありましたとおりでございます。制定改廃の理由は1ページの3番に書いてありますとおりであります。ご意見、ご質問ありましたらどうぞよろしくお願いいたしますと思います。 ご意見等ございませんか。 金春委員。
金春委員	具体的には、こういったところが該当するのでしょうか。
委員長	教職員課長。
教職員課長	現在、要綱で対象になっておりますのは、月ヶ瀬中学校のバスを利用した通学と市街地で鼓阪、佐保、都跡、富雄第三小が該当になります。この要綱改正では、月ヶ瀬中学校の生徒8名が対象になってきます。奈良市内では、今までも6万を超えるような保護者負担はございません。今回の改正により3万となりますが、3万円を超える負担はありませんので、実際に対象になるのは月ヶ瀬中学校の校区となります。
委員長	ほかにございませんか。 少しでも保護者の負担軽減になればということです。 ございませんようでしたら採決させていただきます。

	議案第 7 3 号 「奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について」、本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 3 号 「奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について」は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第 7 4 号 「市長の権限に属する事務の委任について」、教育総務課長、お願いいたします。
教育総務課長	議案第 7 4 号 教育総務部教育総務課 「市長の権限に属する事務の委任について」、このことについて、別紙のとおり同意しようとする。本日付提出、委員長名でございます。 資料の 3 ページをご覧ください。 現行の教育委員会への事務委任ということで定めさせていただいている部分でございますが、先般の定例教育委員会の中でもお話をさせていただきましたが、本件は 2 番の私立学校に関することでございます。 戻っていただきまして、資料の 2 ページをご覧ください。このことに関しましては、教育委員会は、市長部局から私立学校に関することについて事務委任を受けておりますが、この事項の中には私立幼稚園のことも含まれております。しかしながら、現状、私立幼稚園を含めて就学前の教育保育施策に関する事務につきましては、子ども未来部で具体的に所管するという大方針がございます。これを受け、私立幼稚園に関する事務はそもそも市長部局の事務であることから、教育委員会からの補助執行を外すことが適切である、事務負担の軽減と意思決定の迅速化が期待できると考えます。したがって、第 2 項の私立学校に関することの文言の次に、括弧書きで私立幼稚園の助成に関するものを除くという文言を加筆するものでございます。そのことにつきましては、市長部局から協議依頼が来ており、その依頼に対して同意をするという回答の案を今回提案させていただいております。 以上でございます。
委 員 長	ありがとうございました。 2 ページに見直しの理由が幾つか書かれております。この事項に関しては事務委任を受けないで、もともとの市長部局へ戻すことになります。手続としては二重になっていたのですよね。協議の申し出があり、同意するということになります。 ご意見、ご質問等ございませんか。 特にございませんようでしたら、採決をさせていただきたいと思いま

	す。よろしいでしょうか。 議案第74号 「市長の権限に属する事務の委任について」、本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第74号 「市長の権限に属する事務の委任について」は、原案どおり可決することに決定をいたしました。 続きまして、議案第75号 「教育委員会の事務の補助執行に関する協議書の制定について」、引き続き教育総務課長、お願いいたします。
教育総務課長	このことに関しましては、先般の定例教育委員会のところで協議依頼をさせていただくということでご承認をいただいたものでございます。 今回、その協議依頼を受けまして、市長部局から同意が得られました。資料の2ページに、市長名で同意の回答がございます。これを受けまして、協議書を制定しようとするものでございます。 協議書の制定内容といたしましては、資料の5ページに新旧対照表がございますが、新旧の対照項目としては、7番、8番、9番、10番、11番、12番、15番と17番となりますが、7番から15番に関しての「認定こども園」は、幼保連携型認定こども園となりますので、そもそもが市長部局の所管になることから、この表記を削除いたします。 17番につきましては、先ほどご了承いただきました私立幼稚園の助成に関するものですので、ここから削除いたします。 これらを反映させた協定書を制定しようとするものです。以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
委 員 長	ありがとうございました。 具体的に言えば5ページの現行と改正案と参照していただくと、認定こども園という文言を削除するわけですね。
教育総務課長	はい。
委 員 長	という内容です。 ご意見、ご質問ありませんか。 特にありませんか。 ないようでしたら、これも採決をさせていただきたいと思います。 議案第75号 「教育委員会の事務の補助執行に関する協議書の制定について」、本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 5 号 「教育委員会の事務の補助執行に関する協議書の制定について」は、原案どおり可決ということに決定いたしました。 続きまして、議案第 7 6 号 「奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、教育総務課長、引き続きお願いいたします。
教育総務課長	議案第 7 6 号 教育総務部教育総務課 「奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、このことについて、別紙のとおり改正しようとする。本日付提出、委員長名でございます。 資料の 1 ページの改廃調書をご覧ください。 先ほどの 7 5 号でご承認いただきました協議書の制定に基づきまして、規則改正をさせていただこうとするものでございます。 4 番の制定改廃の概要の 1 番につきましては、先ほど申しました認定こども園という部分を削除することで、資料の 2 ページ、3 ページに新旧対照表がございますが、事務の内容について認定こども園という表記を削除するものでございます。また、2 ページの下から 3 番目につきましては、すべてが認定こども園に関することとなりますので、事務だけではなく補助執行職員の部分も削除することになります。 3 ページ最下段、私立幼稚園の助成に関することとも市長部局に戻しますので、事務補助執行職員も削除いたします。 資料の 4 ページ、5 ページは公布文の案になっております。 6 ページ以降は、現状の規則を参考に添付させていただいております。 以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
委 員 長	この件につきましても、ご質問、ご意見ありましたらよろしくお願いいたしますと思います。 特にございませんか。 ございませんようでしたら、議案第 7 6 号の採決をさせていただきたいと思います。 議案第 7 6 号 「奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 6 号 「奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助

執行に関する規則の一部改正について」、原案どおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第77号「奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」、引き続き教育総務課長、お願いいたします。

資料の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条第3項につきましては、室という表現をセンターに改正いたします。これにつきましては、埋蔵文化財調査センターが現在、課になっておりますが、これを総合的に文化財の管理と活用を行うということの視点を持ち、埋蔵文化財調査センターを文化財課の「かい」といたします。一ランク下の課にぶら下がっている組織ということです。また図書館政策課を廃止いたします。これに関しましては、生涯学習課と図書館政策課の業務内容を社会教育という大きなくくりの中で精査させていただきました。それに基づきまして、現在、係なしのグループ制であるのを総務係と企画管理係という2つの係を新たに作り対応したいと考えております。

3ページをご覧ください。具体的な課の事務につきましては、第4条教育総務課の事務の総務係の12番、高等学校の入学料及び授業料に関することにつきまして、一条高等学校事務長を主務課長に改正したいと考えておりますので、この高等学校に関する事務である12号を一条高等学校に所管を移し、教育総務課総務係から削除するものでございます。

続きまして4ページをご覧ください。

第6条生涯学習課の事務です。現行15項を規定させていただきますが、総務係、企画係を設け、事務を分担させます。図書館に関する部分につきましては、企画管理係の7番目、図書政策に関することの業務を新たに追加しようとするものでございます。

資料の5ページをご覧下さい。第7条文化財課の事務です。

埋蔵文化財調査センターを文化財課の「かい」といたし、総合的に文化財の管理と活用を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

一部、文化財課の事務を係で整理をさせていただいている部分がございます。例えば、総務係の7番につきましては、埋蔵文化財にかかわる届け出の事務に関するものを、記念物係の6番に位置づけをしております。

資料の6ページをご覧ください。

第8条埋蔵文化財調査センター事務につきましては、現行は課でございますので、条立てで、第8条という条立てとなっておりますものを、文化財課のかいになりますので、文化財課の第7条の第2項で規定をさせていただきます。事務の1番に埋蔵文化財の保護に関することも加えております。また、図書館政策課が廃課になりますので、第8条と第8

	条の2を合わせて第8条は削除ということにさせていただきます。 資料の7ページをご覧ください。第9条学校教育課の事務となります。係間の事務を整理させていただきまして、内容を精査いたしております。係間の業務の異動並びに追加の表記をいたしております。赤字のラインが入っている部分がその部分になります。 次、資料の8ページをご覧ください。 第12条、職制に関しましては、埋蔵文化財調査センターが「かい」になることに伴う所要の改正であり、第12条の3項の「及びセンターに所長」「及びセンター」という表現を削除させていただきます。また、第4項「室に室長」を「センターに所長」に、「室に主任」を「センターに主任」に改正いたします。これは、以前の段階で整理が必要であったものが改正できていませんでしたので、今回のタイミングに合わせて、整理をさせていただく部分でございます。 それから、15、16につきましても同じような理由によります所要の改正を行います。 資料の9ページをご覧ください。 第13条教育機関等ですが、図書館につきましましては、現行、図書館政策課に3図書館がかいになっていますが、図書館政策課が廃課になりますので、図書館につきましましては教育総務部の直轄で所管しようというものでございます。 10ページ目以降につきましましては、この案に関する公布文案になっております。 13ページ以降につきましましては、現行の規則を参考に添付させていただいております。 以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
委員長	ありがとうございます。 この案件は事務局の組織の変更ということになります。それに伴ってそれぞれの業務の配分であるとか、また課をかいに位置づけるということで、それぞれの業務が変更となるわけで、わかりにくいところがあるかと思います。ご質問等いただいたらと思います。 聞いてもよろしいですか。図書館政策課というものを廃止して、それを教育総務部で直轄するということですか。
教育総務課長	今まで図書館3館は、図書館政策課の「かい」になっていました。
委員長	下にぶら下がっていた。
教育総務課長	はい。図書館政策課自体がなくなりますので、図書館自体の所管を教育総務部で直轄するということになります。

委 員 長	そうすると、図書館政策課というのはその3館の図書館を管理するということが業務だったのですか。
教育総務課長	そうではありません。
委 員 長	そうすると図書館政策課の本来的な業務はどこへ行くのですか。
教育総務課長	生涯学習課です。
委 員 長	生涯学習課。生涯学習課はこれまでグループ制だったものを。
教育総務課長	係制に。
委 員 長	係制にしたと先ほどありましたね。その中で図書館政策の業務を執行してもらおうと。
教育総務課長	はい。新しく整理をし、企画管理係というところで。
委 員 長	その中の業務の一つとして。
教育総務課長	はい。
委 員 長	都築委員。
都 築 委 員	私からは大きく変わった点に思うのですが、それはどういうことが理由なのでしょう。
委 員 長	次長。
教育総務部次長	そもそも図書館政策課でございますが、図書館政策課の職員全員が中央図書館の兼務の辞令が出ておりました。ですから、中央図書館の業務とともに同時に図書館政策の実務も持たせておりましたが、図書館の運営実務は図書館で行い、政策的なものは別のところでもっと大きな視点で考えようというのがそもそもの始まりでございまして、このような形をとらせていただいたところでございます。 本来の図書館の事業というのは図書館の管理運営規則に則り、図書館の本来の業務は滞りなく今までどおりして行ってもらおうという中で、一つ図書館の大きい視点で考えておりますのは、例えば生涯学習課の所管をしております公民館において、公民館の中にも図書室がございます。そういうところと連携しながら、例えば返却ポストを図書館に設けるとか貸し出しを公民館ですとか、そういう総合的な部分で考える部署とし

	て公民館を所管しておる生涯学習がふさわしいのではないかということで、生涯学習課の中で図書館政策を行ってもらおうと考えさせていただいたところです。 現状も生涯学習課の中で図書館にかかわる事業を持っております。絵本ギャラリーがそれにあたりますが、今までも図書館に関わっておりますので、政策的な業務も生涯学習課で行うことが適正であると判断をさせていただいたところです。
委 員 長	生涯学習課というのは社会教育というものを担当しているということでした。図書館という存在意義というものの自体がいわゆる社会教育の範疇であるとの理解でいいのですか。ただ、その具体的な管理とか運営とかいうことについては教育総務部がそれを担当するということでしたね。
教育総務部次長	3年前に図書館政策課ができたのですが、その以前は、もともと図書館は教育総務部の所管でしたので、以前の形に戻させていただきます。
委 員 長	都築委員、よろしいですか。
都 築 委 員	図書館の中身的な施策は生涯学習課が担当するのですね。
教育総務部次長	もちろん、そうなるのですが、今後においては、施策と運営は一体的なものですので、現場である館を入れての協議になります。
都 築 委 員	図書館の業務というのは館だけじゃないですよ。例えば、学校の図書室に司書さんを派遣する業務等がありますよね。そういうところも生涯学習課の企画管理係が行うのですか。
教育総務部次長	職員につきましては中央図書館の配属になります。全くかかわらないということはありませんが、その辺のコントロールを生涯学習課がすることになります。
都 築 委 員	はい。
教育総務部次長	もう1つは、ちょっとなかなか難しい問題ですか、1課の業務のボリュームの問題です。奈良市全体の中で課の削減が今回の組織改革の一つのテーマとなっているところですが、このことの表現もこれら業務を分割した理由の一つになっています。
都 築 委 員	組織を改革しても、その中身をしっかりと充実していただければ良いと思います。

教育総務部次長	よりよくするための手法として、改正をさせていただきました。
委 員 長	幾つかの課にわたって、それぞれ変更したり廃止したり、組替えをしたり、基本的なところというのは、ここの1ページにあります。基本的にはこのようにしたいという「プリンシプル」みたいなものがある話なのですか。
教育総務部次長	それが先ほど申しましたように、奈良市全体で課の数を削減するということです。
委 員 長	それは教育委員会だけの話ではないということですか。
教育総務部次長	市全体の中での話です。それが各課の仕事量のバランスをとることが目的です。その全体の中で教育委員会も見直すということです。
委 員 長	なるほど。
教育総務部次長	教育委員会では2課減りますが、市長部局では5課が減ると聞いています。
都 築 委 員	市民目線で見した場合、図書政策課という名前が消えるというのはどうか。
教育総務部次長	なかなか抵抗あったのですが。
都 築 委 員	そうだと思います。
教育総務部次長	課をシンプルに、市全体をシンプルにするという意向の中で抵抗はありましたが、削減という方向を選択いたしました。
委 員 長	最初の埋蔵文化センターをこれまでは文化財課と同じ課のレベルだったものをかいに下げるということはわかりますよね。この辺は割とわかりやすいのですが、図書館のところはいま一つよくわからないところがあります。つまり、図書館は教育総務部で管理することについて。
教育総務部次長	図書館の場合は、現状、先ほども言いましたが、中央図書館の職員と図書政策課の職員が全く同一人物です。中央図書館の運営業務にとられるので、政策的な余裕が出ないということで、その部分は切り離して生涯学習課で政策的なものを考えていくということなので、逆に、縮小ではなく、よりよい方向に向かうための手法としてこの形にさせてもらった

	ということです。
委員長	図書館政策課をつくるときに、一体どういうことをやるのだろうと思いました。単なる貸出しのような管理運営だけでなく、奈良市の図書館を、学校の図書館との連携のこともありますから、どういう考え、ポリシーでやるのだろうと、実は私個人としては期待を持っていたのです。
都 築 委 員	やっぱり教育委員会の中での図書館というのは大きな業務だと思いますし、やはりしっかり力を入れて、いい図書館にしていだきたいという思いはあります。またもとに戻すということですが、生涯学習という視点とか子育てとか教育とか、本の果たす役割というのは大きいと思いますので、総合的な視点で考えていっていただけたらと思います。
教育総務部次長	予算的な面で言いますと、嘱託職員も次年度からかなり充実させましたし、図書の係の予算も増額しております。そういった面では前向きに進んでおります。
都 築 委 員	せっかくの機会ですのでお聞きしたいのですが、図書館の司書さん、嘱託でない方というのは何名いらっしゃるのですか。
教育総務部次長	奈良市の行政職員が各館に2名ほどと、再任用のOBの職員が1名、各館に張りついております。それ以外には司書です。図書司書が現行3館全体で再任用も入れまして20名程度です。それ以外は窓口対応で臨時職員の方が20名程度という形の構成になっています。ですから、全国的に今言われていますのは、正規の図書館の職員、司書を入れたらどうですかという動きがあるのですが、そこまではまだ奈良市は導入していないということです。
都 築 委 員	そうですね。嘱託の司書というのは何年契約なのですか。
教育総務部次長	嘱託の司書は1年契約ですが、契約は1年ごとに更新……。
都 築 委 員	しているのですか。
教育総務部次長	はい。臨時職員は5年です。
都 築 委 員	わかりました。結構嘱託は長期にわたって働いていらっしゃる方は結構いらっしゃるわけですか。
教育総務部次長	おります。体調を崩した方でやめられた方は過去におられます。ただ、3館の中で異動をかけさせていますが。

都 築 委 員	わかりました。
委 員 長	ほかにご意見は。
畑 中 委 員	委員長。
委 員 長	どうぞ。
畑 中 委 員	一条高等学校の事務長が主務課長というのはどういうことですか。
教育総務課長	現行、専決権がございませんので、専決権を与える改正をさせていただきますが、一つの課として機能を持たし、教育総務にあった業務も一条高等学校に移します。
畑 中 委 員	主務課長というポジションはどういうことですか。
教育総務課長	現行も課長職ですが、専決権が学校長になっていますので、現状は。一条高校の一部の業務に関して、事務長に専決権を与えるものでございます。
畑 中 委 員	わかりました。
委 員 長	それは学校の管理職の負担軽減ということにも絡んでいるのですか。
教育総務部次長	同じ課長級の職員がいるにもかかわらず何の権限も持ってないというのはおかしいのではないかとということで、課長レベルの専決権を一条高校にも与えるということです。今は教育総務課とか学校教育課で一条高校の決裁をしている状況ですが、一条高等学校で完結すれば、事務の簡素化を図ることができます。
委 員 長	よろしいですか。ほかにございませんか。 特にないようでしたら、これにつきまして採決をさせていただきたいと思います。 議案第77号 「奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」、原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。

教育総務課長

よって、議案第77号「奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」、原案どおり可決することに決定いたしました。
続きまして、今の案件に関連した案件であります。
議案第78号「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、ご説明いただきます。教育総務課長。

資料の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、第5条課長等の専決事項ですが、組織改正の中で埋蔵文化財調査センター所長が、埋蔵文化財調査センターが課のかいになりますので、この課長等の中から埋蔵文化財調査センター所長の表現を削除するものでございます。また、あわせて図書館政策課がなくなることから、第5条の2において、埋蔵文化財調査センター所長と中央図書館長の専決事項を規定するものでございます。センターの所長については、課長ではございませんが、センター自体が庁外にございますので、そのまま管理事項、所属する職員の管理事項と経理の処理の効率化のために特に必要となる事項について専決できるよう追加をするものでございます。

あわせて、中央図書館長という表現がございましたが、中央図書館長の図書館固有の事務について専決できるようにするものです。

続きまして、第5条の3ということで、高等学校の事務長の専決事項を設定しようとするものでございます。先ほども申しましたが、一条高等学校の事務長に主務課長としての事務専決を与えますので、この3項目について専決できるようにいたします。それに伴い、第6条の学校長及び幼稚園長の専決事項の中の学校長の部分で、括弧書きで高等学校長を除くということの表現を加えさせていただいております。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

第8条の図書館長の専決事項ですが、中央図書館長の専決事項につきましては、先ほどの第5条の2で規定しておりますことから、第8条のところに「中央図書館長を除く」という表現をさせていただいております。実施は西部図書館と北部図書館長の専決事項になるということでございます。

以上が組織改正に伴いまして専決事項を一部改正させていただいた内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長

どうもありがとうございます。

埋蔵文化財調査センター、中央図書館の位置づけや高等学校の事務長の専決事項を改正するということですね。

この件につきましてご質問、ご意見ありましたら、どうぞお願いいたします。

ございませんか。

それでは、この案件につきましても採決をさせていただきたいと思えます。

	議案第 78 号 「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 78 号 「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」は、原案どおり可決することに決定いたしました。 もう一つ、議案第 79 号 「奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する協議について」、引き続き教育総務課長、ご説明いただきます。
教育総務課長	議案第 79 号 教育総務部教育総務課 「奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する協議について」、このことについて、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、別紙のとおり協議しようとする。本日付提出、委員長名でございます。資料の 2 ページ、新旧対照表をご覧ください。 現在、奈良市立看護専門学校に関する事務につきましては、市長の補助機関である職員に委任しております。現状、市立看護専門学校に関する所管の事務は市民生活部になっておりますが、新年度、市長部局の組織改正に伴いまして、奈良市立看護専門学校に関する事務の所管が新たにできます健康医療部の所管になります。健康医療部に関しましては、保健所に関することと医療に関することを所管する部になりますので、この看護学校につきましても健康医療部になります。このことから市民生活部長の表現を健康医療部長に変更する所要の改正につきまして、こちらから市長部局に対して協議依頼をするものでございます。このことが資料の 1 ページにございます。 以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
委 員 長	今までは第 2 条で市民生活部長に委任するというのを、今度は健康医療部長に委任するということになった。これは市長部局における組織改正に伴うものだと思います。これに関連して、健康医療部長は保健所と医療の管轄ということになったのですが、市民生活部というのがどう変わったのですか。そのまま健康医療部になったわけではありませんね。
教育総務課長	今度新しくできる健康医療部へ、市民生活部で持っております医療に関する部分、病院事業とか医療に関する部分が移行したのだと思います。
教育総務部次長	まだ全体の組織は、教育委員会に来ていません。
委 員 長	医療に関することは健康医療部という新しい部に移ったということで、

	協議したいということです。 特にご質問、ご意見等ございませんか。 ないようでしたら、第 79 条を採決させていただきます。 議案第 79 号 「奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する協議について」、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 79 号 「奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する協議について」、原案どおり可決することに決定いたしました。 以上で公開の案件は、終わりでございます。